

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………(住宅政策本部民間住宅部不動産課)……………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………
- 土地区画整理組合の理事の就任……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 当せん金付証券の発売委託……………
- ……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………

告示

●東京都告示第八十九号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条

第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和七年二月七日

東京都知事 小池 百合子

一 商号 株式会社プラナル

二 代表者氏名 代表取締役 遊佐 由希江

三 主たる事務 豊島区南大塚一丁目五十一番十八号大塚所の所在地 NOZAKIBLD五〇二

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇六九三六号

五 免許年月日 令和三年十月二十二日

一 商号 スマートレジデンシャル株式会社

二 代表者氏名 代表取締役 永井 令枝

三 主たる事務 港区六本木三丁目四番三十三号マルマン所の所在地 六本木ビル三階

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇五七一九号

五 免許年月日 令和三年一月八日

●東京都告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月七日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 八王子国立

二 変更の区間 立川市錦町五丁目三百三十四番地内

三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第九十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。

令和七年二月七日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道立川青梅線

二 指定する区間
三 指定の概要

羽村市羽中二丁目二千八百四十番一地从前
先から同市羽加美一丁目十番二十三地
先まで
別図表示のとおり

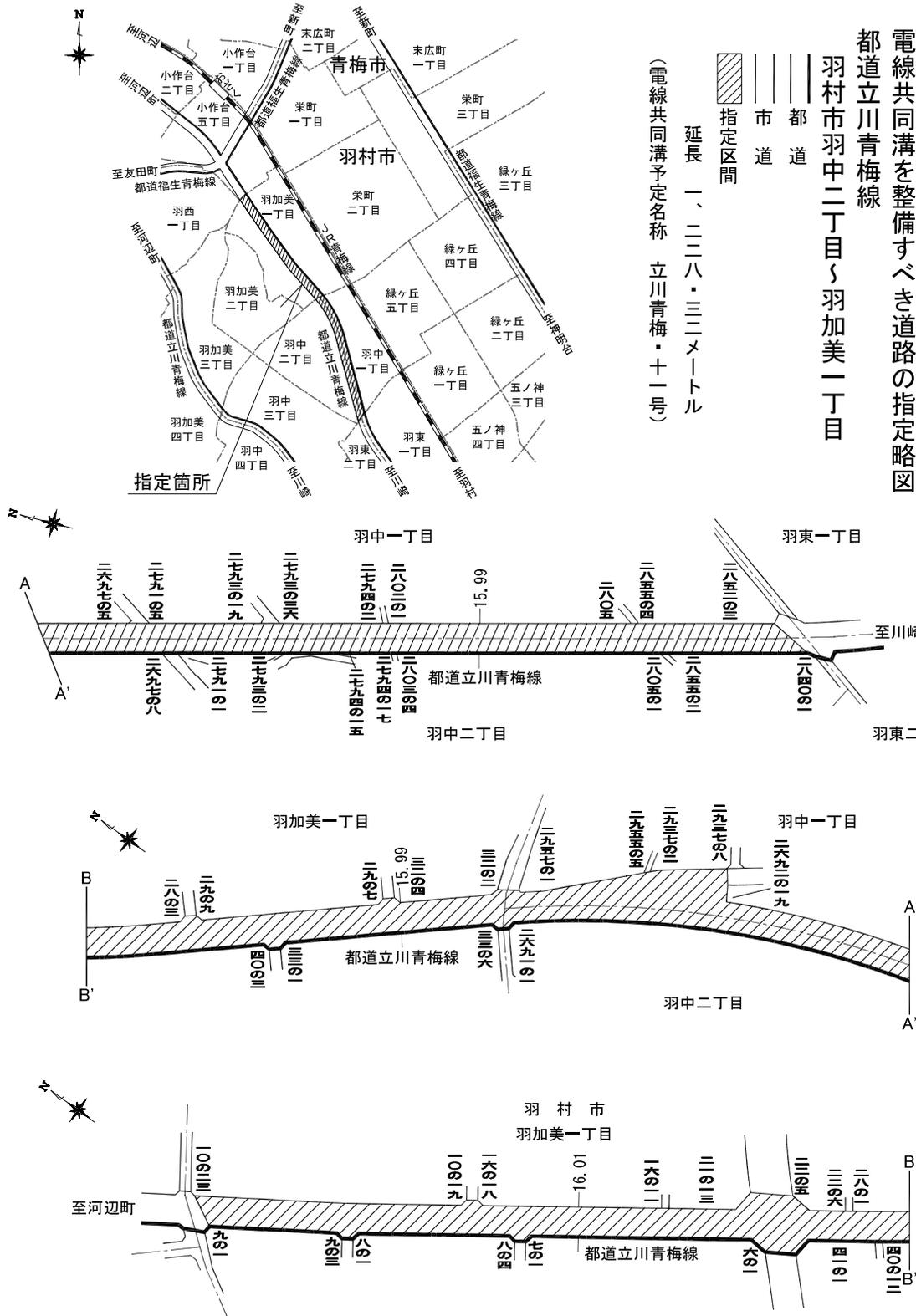
別図

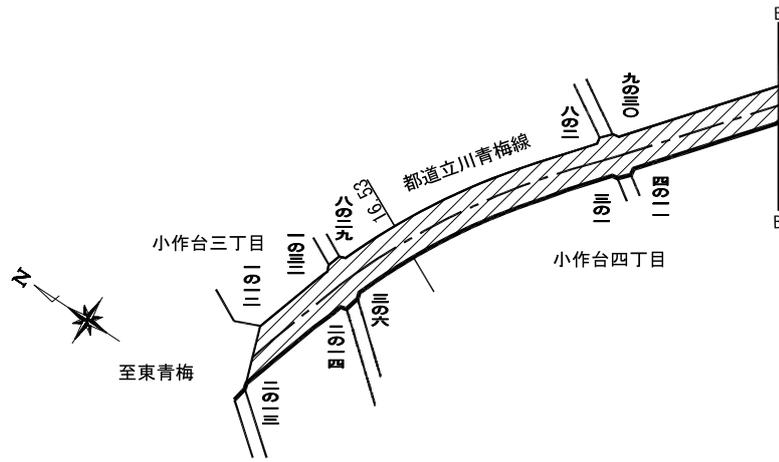
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道立川青梅線
羽村市羽中二丁目～羽加美一丁目



延長 一、二二八・三二メートル

(電線共同溝予定名称 立川青梅・十一号)





公 告

土地区画整理組合の理事の就任について
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十
 九条第一項の規定により日野市上台土地区画整理組合理事
 長田中基行から次に掲げる者が令和六年十二月二日付けで
 理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定
 により公告する。

令和七年二月七日

氏名 住 所
 東京都知事 小 池 百合子

- 田中 基行 日野市大字日野四百九十五番地の二
- 田中 厚 同 市万願寺三丁目二十五番地の十
- 田中 幸雄 同 市大字日野四百八十八番地の三
- 河本 鶴江 同 所三百七番地
- 田中 浩吉 同 所七百七十八番地
- 保谷 敏夫 同 所三百七番地の一

雑 報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和七年二月七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第五十六回全国自治宝くじ

三百六十億円 一億二千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として十二
 単位（十二ユニット）。ただし、発売状況によ
 り、原則発売総額の百二十五パーセントを上
 限としてユニット単位で増額する場合があります。）
 一枚三百円

令和七年五月八日から同年六月六日まで

発売額三十億円に対して十四億九千九百九十
 万

円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して一億九千九百九十九
 万

八千五百九十
 円

発売額三十億円に対して一億七千六百三十五
 万

六百七十一
 円

令和七年二月二十一日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

第千五十七回全国自治宝くじ

百五十億円 五千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として五単
 位（五ユニット）。ただし、発売状況により、
 原則発売総額の百二十五パーセントを上
 限としてユニット単位で増額する
 場合がある。）
 一枚三百円

令和七年五月八日から同年六月六日まで

発売額三十億円に対して十五億
 円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売額三十億円に対して一億九千五百五十四万三

八 その他発売経費

千円
 発売額三十億円に対して一億七千五百五十八
 千四百九十四円

九 受託申請期限
 令和七年二月二十一日

十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

- 一 名称
- 二 発売総額及び枚数
- 三 証票金額
- 四 発売期間
- 五 当せん金の額
- 六 委託対象事務の範囲
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

発行所
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 三〇円
 （郵送料を含む）

印刷所

三鈴印刷株式会社
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
 101-0051

